

中医協「第28回調査実施小委員会」 実調実施案を了承 決算書の添付は見送り

2009/3/23

3月18日の中医協・調査実施小委員会(小委員長=遠藤久夫・学習院大学経済学部教授)は、2009年6月に実施する第17回医療経済実態調査(以下、実調)の実施案を了承した。前回の小委で合意したとおり、調査票の簡素化や調査効率の観点から、本報告の集計・公表は行わない。



次回の実調では、新しい試みとして、年間(決算)データの調査を行

藤原委員(右端)と竹嶋委員の代理で出席した中川委員(右から2人目)

う。今回は、決算データの数値を調査票に記載するとともに決算書の添付を求めることが議論になったが、統計調査を所管する総務省から「調査票の記入内容に虚偽の報告がないか確認することを理由に、決算書の提出を強制することはできない」との見解が示されたことと事務局が報告、添付は求めないこととなった。

新たに追加する調査項目は、共通事項：直近の事業年(度)の調査、病院調査：準7対1入院基本料の算定状況、年間の緊急入院患者数、保険薬局調査：調剤したすべての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)に占める後発医薬品の割合の4項目。事務局が提示した当初の実施案では、廃止する調査項目として「資産・負債に関する項目」や「税金に関する項目」が挙がっていたが、調査の継続を求める意見が上がったため、調査項目に残すことになった。

法人立の病院を対象に税引き後の当期純利益(または当期純損失)の表示を追加することに関して、藤原淳委員(日本医師会常任理事)が「前回、個人立の医療機関に対する不本意な報道が多かった。公平に見てもらうために個人立も同様にしてほしい」と調査対象にするよう求めた。それに対して事務局は、税金について「所得税・法人税」「住民税」「事業税」の記載を求めていると説明。所得税には医業所得以外の所得も課税対象に含まれ、住民税の所得割にも医業所得以外の所得も対象になることから、個人立では明確に分けて税引き後損益を集計することは困難とした。

また、小林麻理委員(早稲田大学大学院公共経営研究科教授)は、「データの分析の観点から、前提になるのは公的病院と私的病院の比較」と指摘。従来もボトムラインの中に病院長の給与等が含まれている問題があったが、「公的病院と私的病院を比較するには、税引き後の数値で比較しなければならないだろうというのがワーキンググループの主要な論点だった」と述べた。藤原委員は、個人立を対象に加えないことには理解を示したものの、「病院のみでは片手落ち」と主張し、法人立の医科診療所、歯科診療所、保険薬局も調査対象にすることになった。

次回の実調はこれまでよりも集計の作業量が増加するため、従来は9月30日までに回収したデータを集計対象としていたが、今回は8月31日までの回収データで集計を行う。